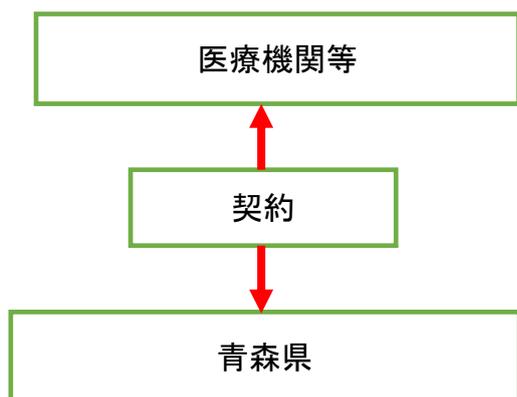


難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

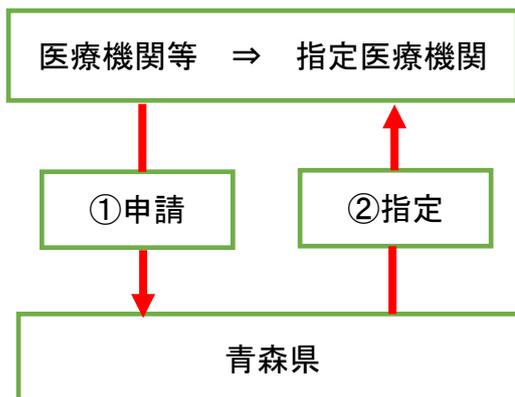
指定医療機関について

- ◆ 平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）に基づく、難病医療費助成制度が平成27年1月1日から始まりました。
- ◆ この制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- ◆ 指定医療機関の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。2ページ以降に申請手続等を記載しておりますので、御参照の上、必要な申請手続を行ってくださいますようお願いいたします。
- ◆ 旧制度（特定疾患治療研究事業）における委託契約を締結している医療機関等も、現行制度では申請手続が必要になります。

旧制度（特定疾患治療研究事業）



現行制度（難病法）



【問合せ先】

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

電話：017-734-9215 FAX：017-734-8045

指定医療機関の要件・責務

【要件】（難病法第14条第1項）

- ◆ 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護を行う者に限る。）
- ◆ 難病法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

【責務】（難病法第16条・第17条・第18条）

- ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。
- ◆ 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- ◆ 指定医療機関は、特定医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続

【申請手続】

「指定医療機関指定申請書」を下記宛に提出してください。

申請書様式は青森県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/intractable-disease-hospital_doctor.html

又は、青森県ホームページの検索バーから“指定医療機関の申請”を検索してください。

【提出先】

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課 難病対策グループ

留意事項

- ◆ 指定後、青森県から申請者宛に指定通知を送付します。
- ◆ 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を青森県のホームページ等で公表します。
- ◆ 指定医療機関の指定の有効期間は6年間です。更新の手続については、健康保険法の保険医療機関又は保険薬局の指定の更新方法に準じて行います。
- ◆ 申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及び変更年月日について指定を受けた知事に届け出る必要があります。

【変更の届出が必要な事項】

- ① 指定医療機関の名称及び所在地
- ② 開設者の住所、氏名又は名称（指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の住所及び氏名）
- ③ 保険医療機関コード（薬局にあつては保険薬局コード、指定訪問看護事業者等にあつては訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号）
- ④ 標ぼうしている診療科名
- ⑤ 役員の氏名及び職名（開設者が法人の場合）

【届出が必要な事項】

- ① 指定医療機関の業務を休止、廃止又は再開した場合
 - ② 医療法、健康保険法、介護保険法等の処分を受けた場合
- ◆ 難病患者の方の自己負担について

現行制度では、難病患者の方が受診する複数の指定医療機関の自己負担（薬局での保険調剤及び訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。）をすべて合算した上で負担上限額を適用します。

難病患者の方に交付される医療受給者証には、月々の自己負担上限額が記載されますが、病院、薬局等2か所以上の指定医療機関を利用する場合を考慮し、自己負担上限額の管理を行う必要があります。

このため、都道府県から医療受給者証とあわせて「自己負担上限額管理票」が交付されます。難病患者の方が指定難病に係る治療等を指定医療機関で受ける度に、その機関が徴収した額を各機関において管理票に記入していただき、自己負担の累計額が月間自己負担上限額まで達した場合には、その旨をその時に受診した指定医療機関に確認していただくこととなります。

自己負担上限額に達した場合は、その月においてそれ以上の自己負担がなくなります。